

(別紙)

諮問番号：令和5年度諮問第22号

答申番号：令和5年度答申第23号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね次のとおり、原処分（生活保護廃止処分）が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策が必要な状況における保護の訪問調査活動は、緊急事態宣言中は緊急対応等最小限度必要なもののみ実施することとされており、緊急事態宣言解除後も地方自治体における組織的判断の下解除前の対応と同様の対応としても差し支えなく、新型コロナウイルスの感染のリスクを最小限にするよう配慮した上で実施することとされており、最後に訪問調査が実施された令和2年6月30日以降は、「緊急対応等最小限度必要」ではないことから、処分庁が訪問調査を実施する必要はなかった。

(2) 処分庁は、請求人に対して連絡を取ろうと試みたと主張しているが、請求人は3か月ごとに医療機関への通院移送費の申請書を送付しており、請求人の病状や近況を記載した文書も同封していたことから、処分庁に対し連絡していた。

(3) 訪問調査については、訪問計画外の訪問として臨時訪問を行うべき場合が定められているが、生活状況やプライバシーの侵害に当たる質問には根拠がなく、また、収入、支出その他生計の状況、居住地又は世帯の構成に異動がなく、届出の義務が生じていないのであるから、臨時訪問は要しないものであった。

(4) 生活保護法（以下「法」という。）第28条及び第61条による被保護者に求める申告及び報告の内容に「生活状況」は規定されていない。

#### 2 処分庁の主張の要旨

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において被保護者の生活状況の把握をしなくてよいわけではなく、訪問調査の必要性は、保護の実施機関が必要頻度を判断し実施するものであり、長期間にわたり請求人の生活状況が把握できていなかったのであるから、訪問調査を実施し、請求人の生活状況を把握しようとしていたことについては、法令及び処理基準等に照らし、違法

又は不当な点はない。

- (2) 請求人が主張する3か月ごとの連絡では、保護の実施機関として必要としている生活状況を把握することは到底不可能である。
- (3) 請求人は、法第28条及び第61条において被保護者に求める申告及び報告の内容に「生活状況」は記載されていないと主張しているが、法第28条はあくまで保護を適正に実施するための例示として挙げられているに過ぎず、記載されている文言のみに限定しているものではない。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 処分庁は、保護の実施に必要であることから、請求人の生活状況の把握を行うため、請求人に対し、令和4年1月から同年11月までに請求人宅の訪問、電話連絡及び生活状況等の報告を求める文書の送付を行ったが、訪問調査及び電話連絡に際して請求人からの応答がなく、また、請求人からの生活状況等の報告も行われなかった。令和2年6月30日以降、請求人は訪問調査に応じておらず、請求人から送付された文書に記載されていた内容は、保護の決定実施や請求人の自立を助長するための指導を行うといった目的を達成するために十分とはいえない。さらに、一般的に履行することが可能と思われる期限を定めた書面による指導指示を行ったが、請求人はこれを履行しなかった。そのため、処分庁は、請求人に対し法第62条第4項の規定に基づく弁明の機会を与えたところ、請求人は、指定された日時及び会場に弁明に訪れなかった。  
これらの事情を踏まえ行われた原処分に違法又は不当な点は認められない。
- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和6年2月20日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月26日の審査会において、調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めることとされており（法第10条）、保護の実施機関は、保護の決定のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、又は当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができることとされている（法第28条第1項）。

また、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護

の目的に必要な指導又は指示をすることができ（法第27条第1項）、被保護者はこれに従わなければならないとされている（法第62条第1項）。そして、被保護者がその義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる（同条第3項）が、これらの処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならず、この場合においては、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならないとされている（同条第4項）。

保護の廃止に係る事務等は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（以下「処理基準」という。）を定めている。処理基準によれば、要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行い、その実施に当たっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえ、年間訪問計画を策定のうえ行うこととされ、その訪問計画については、世帯の状況に応じて必要な回数を訪問することとし、家庭訪問は少なくとも1年に2回以上行うこととされている。

なお、新型コロナウイルス感染症対策が必要な状況における保護の訪問調査活動については、厚生労働省の通知により、特例として、緊急事態宣言中は緊急対応等最小限度必要なもののみ実施することとされており、緊急事態宣言解除後も地方自治体における組織的判断の下解除前の対応と同様の対応としても差し支えなく、新型コロナウイルスの感染のリスクを最小限にするよう配慮した上で実施することとされている。

また、法第27条による指導指示は、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行うため、特に必要があると認められるときに行うこととされており、指導指示違反のほかに、最近1年以内において、立入調査拒否があった場合は、保護を廃止することとされている。そして、指導指示は、口頭により直接当該被保護者に対して行うことを原則としているが、口頭による指導指示では目的が達成されないと認められるときに文書による指導指示を行い、個別ケースに即して適切な履行期限を定めることとされている。文書による指示を行っても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、さらにケース診断会議に諮る等組織的に十分検討のうえ、弁明の機会を与える等法第62条第4項による所定の手続を経たうえで保護の変更、停止又は廃止を行うこととされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、保護の実施に必要なことから請求人の生活状況の把握をするために訪問調査等を実施したが、請求人がそれらに応じることがなかったため、期限を定めた書面による指導指示を行ったが、請求人はこれにも応じることがなかった。そして、請求人は、指導指示違反のほかに、最近1年以内において訪問調査に応じておらず、処分庁が保護の停廃止のいずれを行うかの検討のため請求人に対し法第62条第4項に基づく弁明の

機会を与えたにもかかわらず、請求人は指定された日時及び会場に現れず、弁明を行わなかったことから、原処分が行われたことが認められる。

そうすると、請求人が訪問調査等に応じず、その後の指導指示にも従わなかったのであるから、これを理由に、保護の廃止が相当であるとした処分庁の判断に看過し難い過誤欠落等はない。

なお、請求人は、訪問調査に関しては、新型コロナウイルスの感染のリスクを最小限にするよう配慮した上で実施することとされていたのであるから、処分庁が訪問調査を実施する必要はなく、臨時訪問についても処分庁がそれを行う根拠はないと主張する。しかしながら、保護の適切な実施のためには被保護者の資産及び収入の状況、健康状態等の把握が必要であることは論を待たないのであって、処分庁は、訪問調査以外に文書による生活状況の把握に努めるなど、請求人に配慮して訪問調査以外の手段を用いていたにもかかわらず、請求人がそれに従わなかったことが認められる。また、処理基準では「指導若しくは、助成又は調査の必要がある場合」に臨時訪問が行われるべきとされているのであり、処分庁は、指導指示に従わずに請求人が行った報告では請求人の生活状況を適切に把握できないため、訪問調査等に応じるよう請求人に求めていたのであるから、処分庁による訪問調査は必要であったというべきである。よって、請求人の主張は採用できない。

さらに、請求人は、法第28条及び第61条に「生活状況」は規定されていないから、その把握ができなかったことを理由とした原処分は違法又は不当であると主張する。しかしながら、法第28条において、被保護者に対して報告を求める事項は、「資産及び収入の状況、健康状態その他の事項」と規定されているのであって、「生活状況」がこれに含まれているものというほかない。また、指導指示書において法第61条に係る記載があったことについては、居住地又は世帯の構成に異動があった場合には同条の規定による届出義務があることを記載したに過ぎないのであるから、請求人が訪問調査等に応じない理由とはならない。よって、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 鳥 井 賢 治

委員 日 笠 倫 子